

令和 7 年 5 月 2 2 日
保 健 福 祉 政 策 部
保 健 福 祉 政 策 課

定額減税を補足する給付金（不足額給付）の手続き方法について

1 主旨

令和 7 年 2 月 5 日に福祉保健常任委員会で報告した「新たな経済対策に基づく低所得世帯への給付及び定額減税を補足する給付金（不足額給付）の実施について」のうち、定額減税を補足する給付金（不足額給付）の手続き方法について報告する。

2 手続き方法

（1）国が示す不足額給付の実務イメージ

別紙 1 のとおり

（2）区における対応

国が示す給付実務イメージに沿い、以下のとおり対応する。

①不足額給付 1

<支給対象者>

令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額が生じる方

<手続き方法>

ア 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 1 日まで継続的に世田谷区に居住している方

（ア）当初調整給付を支給対象者本人の口座で受給したが、なお不足がある方

支給のお知らせ（以下「プッシュはがき」という。）を送付し、原則手続き不要で支給する

（イ）当初調整給付を受給していない方（当初調整給付対象外者含む）

確認書を送付し、対象者からの申請に基づき支給

イ 令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日の間に世田谷区に転入した方

住民税システムからの対象者抽出が困難なため、**対象者からの申請**に基づき支給

※申請受付開始は（2）①ア（イ）と同時期を予定

②不足額給付 2

<支給対象者>

専従者（※）又は合計所得金額 4 8 万円超かつ、所得税額及び住民税所得割額ゼロの方で、低所得者向け給付（R 5 非課税給付等又は R 6 非課税給付等）対象世帯の世帯主及び世帯員に該当していない方

※青色（又は白色）申告を行う事業主の元で働き、給与を受けている配偶者又は親族

<手続き方法>

住民税システムからの対象者抽出が困難なため、対象者からの申請に基づき支給

※申請受付開始は（２）①ア（イ）と同時期を予定

3 区民周知方法

（１）共通

区のおしらせ、HP、X、LINE等を用いて、広く広報を行う。

（２）不足額給付２

（１）に加えて、区内三税務署及び経済産業部と連携を図り、対象者に関連する区内団体（税理士会、青色申告会、産業団体等）に対し情報提供を行い、会員向け周知を依頼する。

- ・税理士会：会員向けの会報に申請案内チラシを同封
- ・青色申告会：会員向けの会報への記事掲載又は会報に申請案内チラシを同封
- ・産業団体：事業者向けメールマガジン「BizBuzz せたがや」にて申請案内を配信

4 今後のスケジュール（予定）

	不足額給付 1	不足額給付 2
令和 7 年 6 月下旬	区ホームページに詳細スケジュールを掲載	
7 月中旬	区のおしらせに記事を掲載 「プッシュはがき」送付	
7 月末頃	確認書送付 転入者申請受付開始	申請受付開始 関連団体への広報を開始 （7 月末～9 月末）
8 月上旬	プッシュはがき対象者へ支給	
8 月中旬	確認書送付対象、転入者支給開始	支給開始
10 月末日	申請期限	
12 月末日	コールセンター閉設	
令和 8 年 1 月	実績報告	

5 参考資料

令和 7 年 2 月 5 日付福祉保健常任委員会報告資料

「新たな経済対策に基づく低所得世帯への給付及び定額減税を補足する給付金（不足額給付）の実施について」

別紙1 国の示す不足額給付の実務イメージ

※令和7年3月19日付 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室

「低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）概要資料（3/19時点版）」より抜粋

不足額給付の給付実務イメージ等について①

【実施主体、実施主体決定日】

- 不足額給付の実施主体は、支給実務の円滑化等に資するよう、令和7年度個人住民税課税団体とする。
- 令和7年度個人住民税課税団体の決定日は、個人住民税の賦課期日である令和7年1月1日。
- 不足額給付額算定の基礎となる、課税情報を課税台帳等から抽出（把握）し、不足額給付額算定等の事務処理を進める目安となる日となる事務処理基準日は、令和7年6月2日。

【市区町村における給付実務イメージ】（基本パターン）

- (0) 賦課期日における実施主体決定（令和7年度個人住民税課税団体）
- (1) 令和6年度分個人住民税分控除不足額の把握（不足額給付時調整給付所要額）
令和6年度住民税課税台帳より、当初調整給付の事務処理基準日以降の税額修正・扶養是正等も含めた令和6年度分個人住民税所得割納税義務者の抽出、個人住民税所得割額、扶養親族等の把握
→税システムより情報抽出。令和6年度分個人住民税を把握していない者（転入者等）については申請方式含め別途対応
- (2) 令和6年分所得税分控除不足額の把握（不足額給付時調整給付所要額）
確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等より、令和6年分所得税分控除不足額「控除外額」（必要に応じ、所得税額、扶養親族等）等の把握
→所得税分控除不足額の把握方法により選んだ手法（P17参照）により把握
- (3) 当初調整給付額（当初給付時調整給付所要額）等の把握
当初調整給付支給台帳（リスト）より、当初調整給付支給対象者、当初調整給付額、振込先口座情報等の把握
→当初調整給付の給付金システムより把握。把握できない者（転入者等）については申請方式含め別途対応
- (4) 不足額給付額の算定
不足額給付時点における「(1) 令和6年度分個人住民税所得割分控除不足額」及び「(2) 令和6年分所得税分控除不足額」に基づき「不足額給付時調整給付所要額（※(1)+(2)を1万円単位に切上げ）」を算出。
「不足額給付時調整給付所要額」－「(3) 当初調整給付額」>0となる給付対象者・給付額のリストを作成
→(1)～(3)の情報をインプットファイルとして作成し、当初調整給付同様に、「不足額給付のための算定ツール」において算定可能とすることを検討中
※なお、自治体の実情（自治体実務や住民利便性等）に応じて「申請型」で対応することも差し支えない。
- (5) 給付同意・振込口座の確認書の郵送又はオンライン申請開始、振込手続

不足額給付の給付実務イメージ等について②

【令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合（令和6年時非居住者含む）】

- 令和7年度課税団体は、当初調整給付関係情報を保有していないため、プッシュ型（支給確認書方式・お知らせ方式）での対応が困難。
 - このため、令和6年中に転出された方であって給付対象となる方※は、令和7年度課税団体に対し、以下の書類を添えて申請書とともに申請。
（※ ①令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方、②こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加した方、③当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方、などが給付対象となる可能性あり。）
- ・当初調整給付金支給確認書等（当初調整給付額及び算定過程の所得税分控除不足額（R6推計額）、個人住民税控除不足額（R6実績）を含んだもの）
・所得税分控除不足額（R6実績）がわかる資料
令和6年分の源泉徴収票（確定申告していない旨の誓約（申請書））、令和6年分の確定申告書など
・住民票（令和7年1月1日以降にさらに転居があった場合）等
→「不足額給付時調整給付所要額」－「当初調整給付額」が>0となることを確認
- ※税額修正・扶養是正等があった場合はその旨の分かる資料も添付が望ましい。

【専従者又は合計所得金額48万円超であって所得税額及び個人住民税所得割額ゼロの場合】

- 当該者は必要書類の提示が必要なため、プッシュ型（支給確認書方式・お知らせ方式）での対応ができない。
 - このため、令和7年度課税団体に対し、以下の書類を添えて申請書とともに申請。
※自治体で把握できる情報については提出不要とすることも可能
- ・申請者の令和6年分源泉徴収票又は令和6年分確定申告書（所得税額の把握）
・申請者の令和6年度税額決定通知書又は令和6年度（非）課税証明書（個人住民税所得割額の把握）
・事業主の令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書又は青色申告決算書（青色、白色事業専従者の把握）※専従者のみ
・住民票の写し（世帯全員）（世帯員の把握）
・世帯全員の令和5年度及び令和6年度課税証明書（世帯全員の税額の把握）
・低所得世帯向け給付及び当初調整給付を受給していない旨の確認書（受給が判明した際返還する旨の確認書）
等
→「所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ」かつ「税制度上、扶養親族等から外れてしまう」かつ「低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない」との給付要件を満たすことを確認
- ※なお、自治体の実情（自治体実務や住民利便性等）に応じて、対応可能な場合には「プッシュ型」で対応することも差し支えない。

参考資料

令和 7 年 2 月 5 日
保 健 福 祉 政 策 部
保 健 福 祉 政 策 課

新たな経済対策に基づく低所得世帯への給付及び定額減税を補足する給付金 (不足額給付) の実施について

1 主旨

令和 6 年 1 1 月 2 2 日に国が閣議決定をした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援給付を実施する方針が示された。これを受け、令和 6 年度住民税非課税世帯への給付を実施する。

また、令和 6 年 1 2 月 1 7 日付成立した国の令和 6 年度補正予算において、「給付金・定額減税一体措置（令和 5 年度経済対策）」に基づく給付金に係る予算が追加計上されたことを受け、令和 6 年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付（以下「当初調整給付」という。）に不足のあることが判明した方等へ定額減税を補足する給付金（不足額給付）（以下「不足額給付」という。）を実施する。

2 令和 6 年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

(1) 事業概要

① 住民税非課税世帯への給付

ア 支給対象世帯

以下全ての要件を満たす世帯。

- (ア) 令和 6 年 1 2 月 1 3 日（以下「対象世帯抽出基準日」という。）に世田谷区に住民登録があること
- (イ) 世帯全員の令和 6 年度分の住民税均等割が非課税であること
- (ウ) 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと
- (エ) 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいないこと

イ 支給対象世帯数（見込み）

約 9 9, 0 0 0 世帯

ウ 支給額

1 世帯あたり 3 万円

エ 支給方法

- (ア) アに掲げる支給対象世帯のうち、以下いずれかの給付金事業（以下、「過去給付金」という）にて給付実績のある世帯の場合
 - ・ 令和 5 年度世田谷区価格高騰重点支援給付金(追加給付分／7 万円)
 - ・ 令和 5 年度世田谷区価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯への加算分)

- ・ 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金
 - A 世帯主に対し、支給のお知らせ（以下、「プッシュはがき」という）を送付する。
 - B 指定する期限までに支給要件非該当の連絡又は受給拒否の意思表示がない世帯主に対し、給付実績のある世帯主の本人口座にプッシュ支給を行う。
- （イ）アに掲げる支給対象世帯のうち、過去給付金にて給付実績のない世帯の場合
- A 区が支給対象世帯を抽出し、世帯主に対し、確認書兼申請書を送付する。
 - B 支給要件を満たすことを世帯主本人が確認書兼申請書で確認、署名のうえ、振込口座を記入して返送させる。
 - C 返送された確認書兼申請書を審査し、指定の振込口座に支給する。
- （ウ）支給対象世帯に該当する世帯であることを区が把握できない場合
- A 税の申告内容の変更により新たに住民税非課税世帯となった場合、区が対象であることを把握できない場合は、本人からの申出により確認書兼申請書を送付する。
 - B 支給要件を満たすことを世帯主本人が確認書兼申請書で確認、署名のうえ、振込口座を記入して返送させる。
 - C 返送された確認書兼申請書を審査し、指定の振込口座に支給する。

② こども加算分の給付

ア 支給対象世帯

上記（１）①住民税非課税世帯への給付の対象要件を満たす世帯のうち、基準日時点で世帯員に加算対象となる児童（以下、「加算対象児童」という。）を含む世帯。なお、加算対象児童の範囲は以下のとおりである。

- ・ 対象世帯抽出基準日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- ・ 対象世帯抽出基準日から区が定める期間までに生まれた新生児
- ・ 支給対象世帯と別世帯だが、支給対象世帯の世帯主または世帯員と生計を同一にしていると認められる児童

※ 例外的に、対象としない児童

- ・ 児童本人が世帯主である児童
- ・ 施設に住民票を移していない施設入所児童

イ 加算対象児童数（見込み）

約8,600人【約5,600世帯】

ウ 支給額

加算対象児童 1 人あたり 2 万円

エ 支給方法

上記①住民税非課税世帯への給付による支給の際、こども加算分の金額を上乗せする。

(2) 実施主体

基準日時点の住民票所在市町村（特別区を含む）

3 不足額給付

(1) 事業概要

①不足額給付 1

ア 支給対象者

令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額が生じる方（定額減税及び当初調整給付については、別紙参照）

【給付対象となりうる方の例】

- ・ 令和 5 年所得に比べ、令和 6 年所得が減少したことにより、
「令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年所得）」 > 「令和 6 年分所得税額（令和 6 年所得）」となった方
- ・ こどもの出生等、扶養親族等が令和 6 年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- ・ 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和 6 年度分個人住民税所得割額が減少した方

イ 支給対象者数（見込み）

約 8 万人

※国の交付金制度要綱の計算式を参考に算定

ウ 支給額

不足額給付額算定時点における本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に生じた差額を 1 万円単位で切り上げて算定した額

【支給額イメージ】

※令和6年12月17日付 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室
「低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）概要資料（12/17時点版）」より抜粋

【「当初調整給付額」と「不足額給付額」の関係（イメージ）】

○ 令和7年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る者に対して、当該上回る額（＝給付不足額）を、「不足額給付額」として給付予定。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初調整給付額} \\ \text{（令和6年）} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付額} \\ \text{（令和7年）} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



※ 不足額給付時に算出した調整給付所要額（A）が当初調整給付額（B）を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めない。

②不足額給付2

ア 支給対象者

個別の書類の提示（申請）により給付要件（※）を確認して給付する必要がある方

※以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- ・ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（≡扶養親族等としても定額減税対象外）

【例】青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方

- ・ 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

イ 支給対象者数（見込み）

約1万人

※国の交付金制度要綱の計算式を参考に算定

ウ 支給額

原則4万円

(2) 実施主体

住民税課税市町村（特別区を含む）

(3) 実施主体決定日及び事務処理基準日

実施主体決定日 令和7年1月1日

事務処理基準日 別途国から通知予定

4 各給付の支給額及び事務経費（見込み）※重点支援地方交付金の交付対象

(1) 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

低所得世帯に対し速やかに給付するために、令和7年1月20日に地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行った。

補正予算	3,545,994千円
（内訳）①住民税非課税世帯への給付	2,970,000千円
②こども加算分の給付	172,000千円
③事務経費	403,994千円

特定財源（重点支援地方交付金）	3,403,500千円
（内訳）①住民税非課税世帯への給付	2,970,000千円
②こども加算分の給付	172,000千円
③事務経費	261,500千円
（2,500円×104,600世帯：上限額）	

(2) 不足額給付

令和7年第2回臨時会（第6次補正予算）に提案する。

補正予算	2,419,771千円
（内訳）①不足額給付	1,880,610千円
②事務経費	539,161千円

特定財源（重点支援地方交付金）	2,137,908千円
（内訳）①不足額給付	1,880,610千円
②事務経費	257,298千円
（3,000円×85,766人：上限額）	

5 今後のスケジュール（予定）

(1) 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

令和7年2月上旬	コールセンター開設
3月	対象世帯へプッシュはがきの送付
4月	プッシュはがきの対象世帯へ支給

	対象世帯へ確認書兼申請書送付
5月中旬以降	対象世帯へ順次支給開始
6月末日	支給決定期限
8月末日	コールセンター閉鎖
9月	実績報告

(2) 不足額給付

令和7年2月

令和7年第2回臨時会へ補正予算案提案

※国から事務処理基準日等を示す通知が発出され次第速やかに事務を進める。

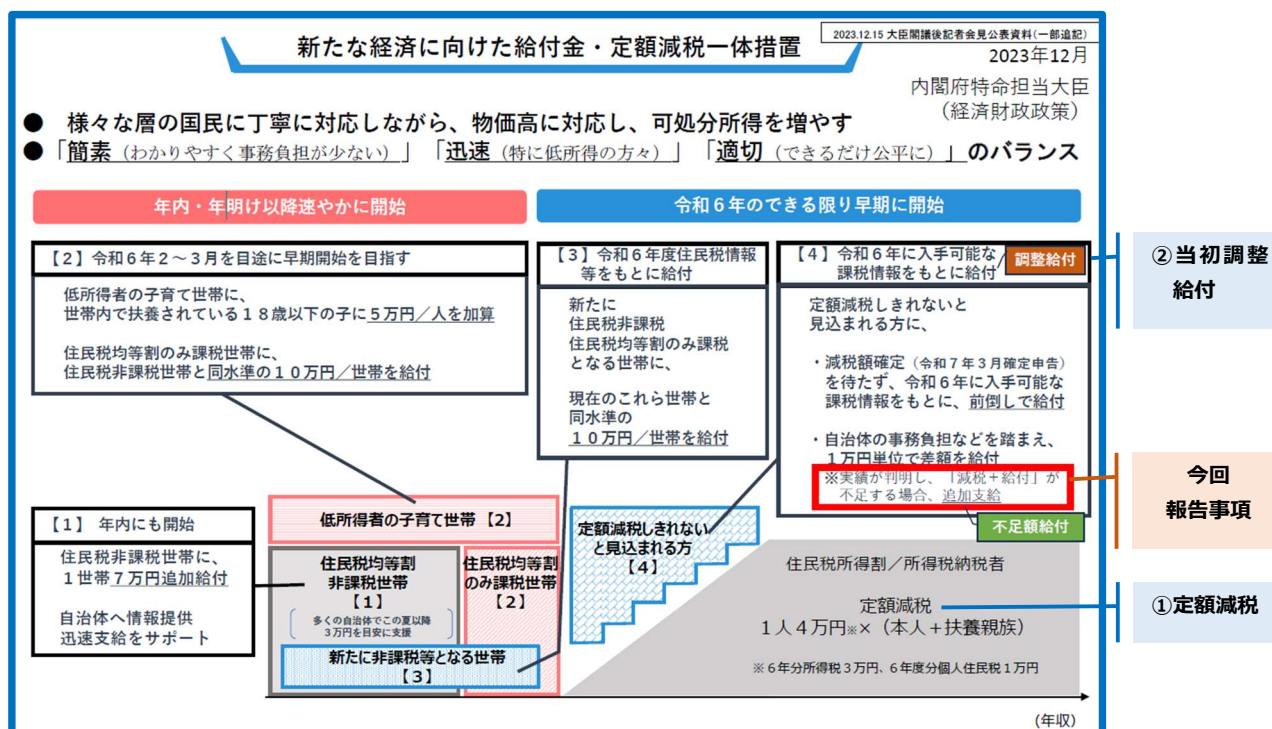
6 その他

区民への周知については、詳細が決まり次第、区のおしらせ・ホームページ・LINE等で実施する。

定額減税を補足する給付金（不足額給付）にかかる補足資料

「国の示す新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」

※令和6年12月17日付 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室
「低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）概要資料（12/17時点版）」より抜粋



① 定額減税とは

令和6年度税制改正により、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割額から、納税義務者及び同一生計配偶者又は扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）1人につき4万円（※）の減税を実施するもの。

（※）4万円の内訳

令和6年分所得税から3万円

令和6年度住民税所得割額から1万円

「以下に該当する場合は対象外」

所得税

- ・令和6年分所得税がかからない方
- ・非居住者
- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方

住民税

- ・令和6年度住民税所得割がかからない方
- ・令和6年度の住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方

② 当初調整給付とは

定額減税しきれないと見込まれる方に対し、減税額確定を待たず、令和 6 年に入手可能な課税情報をもとに、当該定額減税しきれないと見込まれる額を 1 万円単位に切り上げて、前倒しで支給するもの。

支給金額は（ア）＋（イ）の合算額を 1 万円単位で切り上げた額

（ア）所得税分定額減税可能額（3 万円×減税対象人数）－令和 6 年分推計所得税額（※）

（イ）住民税所得割分減税可能額（1 万円×減税対象人数）－令和 6 年度分個人住民税所得割額

（※）「令和 6 年分推計所得税額」は、区が令和 6 年度住民税の算定に用いる課税資料の情報（令和 6 年 6 月 10 日時点）をもとに、国が示す「調整給付のための算定ツール」を使って推計した額

«以下に該当する場合は対象外»

- ・令和 6 年分推計所得税と令和 6 年度分個人住民税所得割がどちらも 0 円の方
- ・合計所得金額が 1,805 万円を超える方